

当組合の付加給付について

付加給付は当健保組合が、特別に法定給付に上乗せして支給する給付です。
高額療養費制度で算出した自己負担限度額より、さらに自己負担が軽減します。

●ロートグループ健康保険組合の付加給付

区分	標準報酬月額	付加給付の自己負担限度額
ア	83万円以上	80,000円
イ	53万円～79万円	50,000円
ウ	28万円～50万円	30,000円
エ	26万円以下	20,000円
オ	低所得者（市区町村民税非課税者等）	20,000円

例）55歳、報酬月額「ウ」に該当し、100万円の手術/入院費。マイナ保険証を利用



マイナ保険証を提示することにより高額療養費 法定自己負担限度額が適用されて、窓口での自己負担額は87,430円となります。

医療機関窓口支払額（高額療養費 法定自己負担限度額）

$$80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = \mathbf{87,430円}$$

医療費100万

実質の自己負担額
30,000円

（法定）自己負担額
87,430円

上記、表の区分ごとの自己負担限度額との差額が付加給付額；
 $87,430円 - 30,000円 = \mathbf{57,430円}$

診療月から（最短で）約3か月後に57,430円が
一部負担還元金（付加給付金）として支給されます。
※被扶養者の場合は「家族療養費付加金」

今回ご紹介した高額療養費は条件によりもっと軽減される場合もございます。
詳しくはロートグループ健康保険組合のホームページにご確認ください。

ホームページ TOPページ



自己負担が高額になったとき